

受賞論文

〈第21回 学事出版教育文化賞受賞〉

教員によるスクールソーシャルワークの可能性 ——ニュージーランドのSWiSから学ぶ——

渡邊 大介（八王子学園八王子高等学校教諭）

〈受賞の言葉〉

「知らない人に話したくないですよ」
これは生徒に言われた言葉です。専門家
とはいえ見ず知らずの大人に相談をする
のは高校生でも難しいです。また、専門
家だけでは軽度のケースまで手が回らな
いことも現状です。子どもたちにとって
身近な教員がスクールソーシャルワーク
の一部を担えば、これまで支援の手が届
かなかった家庭に支援を届けることがで
きます。本稿は、目の前の子どもたちに
教員ができることを模索した小論です。

「知らない人に話したくないですよ」。これ
は生徒に言われた言葉である。その生徒は学
級担任に家庭の経済的事柄を相談した。担任
はソーシャルワークの専門家につないだ方が
良いと考え、スクールソーシャルワーカー
（以下、SSWer）という専門家がいることを
面談の最後に生徒に伝えた。その際に返って
きたのが冒頭の言葉である。その生徒は先の
言葉に加えて、「私のことを知っている先生
だから話したんですよ」と言った。冷静に考
えれば、この生徒の言っていることは至極当
然である。専門家とはいえ見ず知らずの大人

にプライベートな相談をするのは、高校生で
もハードルが高い。昨今、SSWerの設置が始
まるなど「チーム学校」が叫ばれ、学校や教
員は各種専門家との連携が求められている。
筆者も専門家につなぐことを当然視してい
たので、この生徒の言葉は衝撃であった。確か
にSSWerという専門家の存在は心強い。し
かし、SSWerは生徒にとって身近な存在とは
いい難い。支援を専門家に任せきりにしたの
では、支援の網からこぼれてしまう子どもた
ちが生じてしまう。しかし、教員がスクール
ソーシャルワーク（以下、SSW）の一部を

担うことができれば、これまで支援につながらなかった子どもたちをつなぎとめることができる。さらに、教員だからこそできるSSWがあるのではないか。それはSSWをよりきめ細かなものにできるのではないか。

誤解が生じないよう付言すると、本稿はSSWの拡充に異を唱えるものではない。教員が担えるSSWは比較的軽度のケースに限られる。深刻なケースについては、専門家であるSSWが欠かせない。そのため、今後SSWの一層の拡充がなされることを期待する。しかし、仮に各学校に1人のSSWが配置されても、教員によるSSWは求められると考えている。また、「ブラック」と形容される教員の多忙化についても承知している。ただ、これから述べるように、日本の教員が持つ強みを鑑みると、教員がSSWを担うことの効果は大きいと考えている。

教員が担うSSW

SSWは、読んで字のごとく学校におけるソーシャルワークである。心理的な支援を行うカウンセリングに対し、社会的な支援を行

うのがソーシャルワークである。具体的には、貧困や虐待などの問題に対して、公的な支援制度や民間のNPOなどの社会的資源を活用して解決を図る。現在のところ日本では、SSWが主としてSSWを担っている。しかし、必ずしもSSWだけがSSWを担う必要はない。むしろ、子どもたちにとって最も身近な存在である教員の方がSSWよりも強みを持つ部分もあるだろう。

教員がSSWの一部を担うためには、SSWの仕事を見えるようにする必要がある。しかし、今のところSSWの仕事内容が十分に可視化されているとは言い難い。そこで、文部科学省の「令和3年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」からSSW具体的な仕事内容を可視化および類型化した（表参照）。

SSWの仕事は、要支援者の発見や支援の計画を立案してケース会議を開催するなどがあるが、最も重要な仕事は、要支援者と支援制度および支援機関をつなぐことだろう。子どもや保護者と面談等を通じて信頼関係を築きながら家庭の情報を収集し、利用すべき支

援制度や支援機関を提示する。そして、支援を受けるための申請書の作成を補助し、申請手続きに同行したりする。さらに、必要に応じて要支援者を支援機関に紹介して専門的な支援につなぐ。

では、教員が担える―担うべきSSWは何であろうか。Aファインダーの仕事は、子ど

類型	具体的な仕事内容
Aファインダー	・スクリーニング ・教職員等からの情報収集
Bコネクター	①面談(家庭訪問含む) ②支援制度および支援機関の提示 ③支援機関への紹介(児童相談所など) ④申請手続きの補助や同行
Cコンダクター	・ケース会議の開催

もたちに近い存在である教員が重要な役割を既に果たしており、SSWも教員からの情報提供を頼りにしている。一方、Cコネクタのの仕事は専門家ではない教員には難しい。各種制度や支援機関をとりまとめて最善の方法を探る仕事は専門家であるSSWが専ら担うべきであろう。

Bコネクタの仕事については、教員も一部を担うことができると考えられる。前頁の表の③支援機関への紹介、④申請手続きの補助や同行を教員が行うのは難しいが、②支援制度および支援機関の提示は、教員も担うことができるだろう。支援制度等の提示自体は、資料が整っていればそれほど難しいものではない。

以上をまとめると、SSWのうち教員が担うべき仕事内容は、AファインダーおよびBコネクタの一部である。具体的には、通常業務であるHRおよび面談等で要支援者を発見し、必要な支援制度や支援機関を提示することである。

教員によるSSW実践

教員が担うべきSSWが明らかになったが、それらは決して容易ではない。ソーシャルワークの専門家でない教員は、必要な支援制度や支援機関を十分に理解している訳ではない。しかし、先にも述べたように資料が整っていれば、支援制度や支援機関の提示は可能である。

そこで、主としてSSWのコネクタとしての機能を持たせた「マニュアル」を作成した。このマニュアルには、各種支援制度や支援機関をまとめている。ただし、このマニュアルは主として貧困問題を対象にしている。SSWの対象は、児童虐待問題やいじめ、不登校、外国人生徒への対応など多岐にわたるが、これらの問題は比較的発見されやすい。それに比べると貧困問題は見えにくいと言われる。また、子どもの7人に1人が相対的貧困状態にあるとも言われるほど、要支援者が存在する問題である。そのため、貧困問題を優先して扱うべき対象とした。

以下は筆者が実際に対応したケースであるが、奨学金などの学費支援制度にアクセスできていなかった事例である。

事例① 高3 ひとり親家庭

大学進学を控えており、学費に不安あり。教員は三者面談時に「母子寡婦福祉貸付金」を紹介する。その後、同貸付金を利用し大学に進学。

事例② 高2

大学進学を希望しているが、学費に不安あり。教員と共に給付型の奨学金が充実している大学を探し、進学が実現可能となる。

以上の二つのケースは、深刻な貧困ではなく高額な学費にやや困惑する程度である。このようなケースは、緊急度や深刻度が高くないと判断され、SSWの対象としての優先順位は低くなってしまう。本来はこのような軽度のケースもSSWの対象とされるべきだが、こまめにSSWの手が回らないのが現状である。しかし、このようなケースは、支援制度にアクセスさえできれば問題が解決することが多い。そのため、教員が支援制度等の提示をできれば、これまで見過ごされてきた軽度のケースを支援につなげることができ。なお、高校生における軽度のケースは、先の事例のように進路に関連するものが多く

なるが、進路に絡んだ相談はSSWerよりも教員に強みがある。教員は、生徒の学力や適性を知りえている上に、進路指導のノウハウがある。この点を鑑みても、軽度のケースは教員が担う方が効果的であり、進路指導と一体となったSSWは教員だからこそできるものである。また、教員が軽度のケースを担うことで、SSWerがより緊急度や深刻度の高いケースの対応に専念することができるようになるだろう。

ニュージーランドのユースワーク

教員によるSSWはニュージーランド（以下、NZ）から着想をえている。あまり知られていないが、NZはユースワークに積極的に取り組む国の一つである。ただし、教員はSSWには積極的に関わらず、SWIS (Social Workers in Schools) がSSWを担っている。この点は本稿の主張と反するように思えるが、本稿が参考にしたのはSWISの姿勢である。

SWISの仕事内容は、日本のSSWerと基本的には共通しており、子どもや家庭を適切な

支援につなぐ役割を担う。ただし、その手法は日本と大きく異なる。SWISが子どもたちと接する時間は長く、人によっては家族よりも長い時間を共にする。このためSWISは子どもたちにとってかなり身近な存在であり、子どもたちは家庭環境のことから進路など何でも相談する。この「何でも相談屋」として子どもたちの悩みにトータルに臨むSWISの姿勢、子どもの伴走者として寄り添い続けるSWISの姿勢がNZのSSWの特筆すべき点であり、本稿が参考にした点である。

では、日本のSSWをNZのようにすることは可能なのか。現状、日本のSSWerは子どもたちにとって身近な存在とは言い難い。NZをまねて日本のSSWerをSWISと同様にすることは、限られた人員や勤務時間を考えると現実的ではない。しかし、教員が加われば実現可能性がみえてくる。日本の教員は子どもたちと過ごす時間が長く、何でも頼れる身近な存在であるという優位性を歴史的に有している。NZのSWISの姿勢は日本の教員と親和性が高く、日本がNZの実践からSSWを学ぶならば、まずは教員を頼るのがスム

ーズだろう。確かに、SSWerをSWISのように発展させることもできるが、それには時間がかかってしまう。それを待っていたのでは、今、目の前にいる子どもたちを救えない。現状を鑑みれば、教員がSWISに学びSSWの一部を担うことが効果的であると思われる。

本稿の成果は、SSWの仕事进行分类し、教員が担うべきSSWを示したことである。これにより、これまで十分に注目されてこなかった軽度のケースを支援できる可能性を示した。その際に、日本ではこれまで注目されていないNZのSWISを議論の^{そじょう}俎上に載せ、その優れた点を照射したことも本稿の成果である。一方、教員によるSSWの実践を記録し、その内容を具体的に可視化すること、NZのSWISの実践を詳細に記述することは残された課題として次の機会に取り組みたい。

【参考文献】

- ・ 朝倉隆司 他『教師のためのスクールソーシャルワーカー入門』大修館書店、2019年。
- ・ ORANGA TAMARIKI Ministry for Children, "Social Workers in Schools Report to Oranga Tamari ki" 2019